

諮問番号：令和2年度諮問第10号

答申番号：令和2年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

体調が悪い状態が続いており、家賃を滞納しており、ガスも止められるなど生活に困窮しているため、処分庁が3件の保護の開始の申請（以下これらを「本件各申請」という。）を却下した3件の原処分（以下これらを「各原処分」という。）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、資産及び収入の状況、健康状態その他生活状況の調査のための所定の様式の書類並びに残高記帳を済ませた預貯金通帳の写し（以下これらを「必要書類」という。）の提出並びに訪問調査の実施について処分庁からの繰り返しの要請に応じておらず、必要書類を作成することのできない特別の事情も認められないことから、処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第28条第5項の規定により、本件各申請を却下したものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、体調が悪い状態が続いており、家賃を滞納しており、ガスも止められるなど生活に困窮しているため、処分庁が本件各申請を却下したことは違法又は不当であると主張している。

3 法等において、保護の開始を申請する者は、申請書に必要な書類を添付しなければならないとされており、保護の決定、実施等のため必要があるとして保護の実施機関が求めた報告や立入調査に要保護者が応じないときは、保護の開始の申請を却下することができるかとされている。

4 本件において、処分庁は、請求人に対し、必要書類の提出及び訪問調査の実施を複数回にわたり求めたが、請求人は、これらに応じなかったことが認められる。そこで、処分庁は、保護の要否に係る調査を行うことができないとして、

法第28条第5項の規定により本件各申請を却下したものであり、これらの一連の経緯は法等に従ったものと認められることから、各原処分は違法又は不当な点は認められない。

- 5 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の開始を申請する者は、特別の事情があるときを除き、要保護者の資産及び収入の状況等を記載した申請書に、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付して保護の実施機関に提出しなければならないとされている（法第24条第1項及び第2項）。

そして、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており（法第28条第1項）、要保護者が当該報告をしないとき、立入調査を拒んだとき等は、保護の開始の申請を却下することができる（同条第5項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、保護の開始の申請時において、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から保護の要否の判定に必要な書類を的確に提出させることとされており、また、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない（とされ、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、同項の規定に基づき申請却下等の措置をとることとされている）。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために、請求人に必要書類の提出及び訪問調査の実施を求めたことが認められる。そして、処分庁が複数回にわたって必要書類の提出及び訪問調査の実施を求めたにもかかわらず、請求人が処分庁の求めに応じなかったことから、処分庁は、生活保護の要否に係る調査を行えないとして、同項の規定により本件各申請を却下したものであり、これら各原処分における一連の経緯に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、各原処分にはこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子